

**計算書類に対する注記（法人全体用）**  
平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 光の園

**1. 継続事業の前提に関する注記**

該当する事項はない。

**2. 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品……定額法
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……該当なし
- (3) 貯蔵品の評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職金交付事業の基準により計算した額を計上している。

**3. 重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**4. 法人で採用する退職給付制度**

- 1. 広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当金交付事業
- 2. 独立行政法人医療福祉機構退職手当共済事業

**5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分**

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）  
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア. 法人本部拠点区分
  - イ. 児童養護施設光の園摂理の家拠点区分
  - ウ. 光の園高齢者部門拠点区分
    - ・ケアハウス インマヌエルホーム
    - ・デイサービスセンター デイサービスセンター光の園
    - ・居宅介護事業 光の園居宅介護事業所
  - エ. 広島マック拠点区分
    - ・共同生活援助 広島マックハウス
    - ・活動支援センター 広島マック作業所
  - オ. 福岡保育園拠点区分
    - ・法人本部（福岡）
    - ・保育所 光の園保育園

**6. 基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	75,629,811	0	0	75,629,811
建物	395,663,670	0	196,502,606	199,161,064
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
基本財産特定預金	0	0	0	0
基本財産〇〇特定預金	0	0	0	0
合計	471,293,481	0	196,502,606	274,790,875

**7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

**8. 担保に供している資産**

該当する事項はない。

**9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	754,392,274	555,231,210	199,161,064
建物	50,558,220	16,287,984	34,270,236
構築物	83,136,131	79,478,559	3,657,572
機械及び装置	19,183,615	15,498,303	3,685,312
車輛運搬具	20,596,446	17,582,376	3,014,070
器具及び備品	59,801,093	51,592,567	8,208,526

**計算書類に対する注記（法人全体用）**

平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 光の園

有形リース資産	0	0	0
合 計	987,667,779	735,670,999	251,996,780

**10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,724,594	0	19,724,594
合 計	19,724,594	0	19,724,594

**11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当する事項はない。

**12. 関連当事者との取引の内容**

該当する事項はない。

**13. 重要な偶発債務**

該当する事項はない。

**14. 重要な後発事象**

該当する事項はない。

**15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

当法人は、平成29年4月1日、光の園保育園の事業を譲渡した。

**1. 事業譲渡の理由**

広島県廿日市市に本部機能を持つ当法人が、福岡保育園の事業を統括することには困難が伴う。  
また、経営資源を広島県内の事業に集中させることで、事業の安定的継続性を高めるため、福岡保育園事業の譲渡を決定した。

**2. 事業譲渡の概要**

**(1) 事業譲渡の対象**

福岡保育園の事業に係るすべての資産及び債権・債務

**(2) 譲渡価額及び決定方法**

すべての資産を無償譲渡する。

**3. 譲渡先の名称**

社会福祉法人 カトリック社会福祉事業協会

**4. 譲渡の時期**

平成29年4月1日